

藤沢市告示 353 号

令和6年藤沢市告示第13号において別途告示で定めることとされている期日は、地方税法（昭和25年法律第226号）及び藤沢市市税条例に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限が令和6年1月1日から令和7年1月5日までの間に到来するものについては、令和7年1月6日とする。ただし、普通徴収に係る個人の市民税の納付の期限に限り、令和6年1月1日から令和7年1月30日までの間に到来するものについては、令和7年1月31日とする。

2024年（令和6年）11月13日

藤沢市長 鈴木 恒夫

